

令和5年12月

胎内市農業委員会

総会議事録

令和5年12月25日

| 決 | | | 裁 | |
|----|----|----|---|----|
| 会長 | 局長 | 係長 | 係 | 担当 |
| | | | | |

胎内市 農業委員会 総会議事録

1 開催日時 令和5年12月25日(月)午後3時30分から午後4時10分

2 開催場所 胎内市役所 全員協議会室

3 出席委員

農業委員(14人)

| | | | | | |
|----|-----|-------|------|-----|--------|
| 会長 | 1番 | 松村 孝市 | 会長代理 | 2番 | 榎本 太 |
| 委員 | 3番 | 本間 浩 | 委員 | 4番 | 南波 雅子 |
| 委員 | 5番 | 澁谷 和幸 | 委員 | 6番 | 柳澤 兵庫 |
| 委員 | 7番 | 田村 信秀 | 委員 | 8番 | 西奈美 公平 |
| 委員 | 9番 | 藤村 信広 | 委員 | 10番 | 忠 貞夫 |
| 委員 | 11番 | 川上 勝之 | 委員 | 12番 | 今井 輝子 |
| 委員 | 13番 | 馬場 勝 | 委員 | 14番 | 安城 守英 |

農地利用最適化推進委員(7人)

| | | | | | | | |
|----|----|-----|------|----|----|-----|--------|
| 委員 | 中条 | 15番 | 佐藤 隆 | 委員 | 中条 | 16番 | 高橋 一栄 |
| 委員 | 乙 | 17番 | 小泉 正 | | | | |
| 委員 | 築地 | 19番 | 小熊 威 | 委員 | 築地 | 20番 | 浮須 宗之 |
| 委員 | 黒川 | 21番 | 今井 明 | 委員 | 黒川 | 22番 | 片野 賀津雄 |

4 欠席委員(1人)

委員 乙 : 18番 : 石栗 博美

5 議事日程

第1 議事録署名委員の指名

第2 諸般の報告

第3 議 事

第1号議案 農地法第3条の規定による許可申請について

第2号議案 農地法第5条の規定による許可申請について

第3号議案 胎内市農用地利用集積計画について

第4号議案 胎内市農業振興の発展及び農地等利用最適化の推進施策に関する意見書(案)について

第5号議案 胎内市農業委員会の農地利用最適化推進委員の候補者評価委員会委員の任命について

6 農業委員会事務局職員

事務局長:佐藤利勝、参事:高橋知也、主任:奥村亮

7 会議の概要

| | |
|-----|--|
| 議長 | <p>ただ今から、令和5年12月の胎内市農業委員会総会を開会いたします。</p> <p>本日の出席委員は14名であり、胎内市農業委員会会議規則第7条の規定により、会議は成立いたしました。</p> <p>それでは、日程第1、議事録署名委員の指名でございますが、今回は、9番藤村信広委員、10番忠貞夫委員のお二人にお願いいたします。</p> <p>次に日程第2、諸般の報告をいたします。</p> <p>事務局報告願います。</p> |
| 事務局 | <p>それでは、ご報告いたします。</p> <p>皆様のお手元にお配りしましたのは、11月の総会以降の行事等の内容であります。</p> <p>11月28日、西条地内の農地あっせん審査会を市役所2階会議室で開催し、西奈美委員、佐藤委員に案件を審査していただきました。</p> <p>11月29日、新発田地域農業振興大会が聖籠町文化会館で開催され13名の委員の皆様に参加いただきました。</p> <p>11月29日に農業者年金加入推進セミナー、11月30日に県選出国會議員要請及び全国農業委員会会長代表者集会在東京都中央区の銀座ブロッサム中央会館他で開催され、会長が出席してございます。</p> <p>12月5日から6日、にいがた女性農業委員の会総会及び女性農業委員等研修会が新潟市中央区の新潟東映ホテルで開催され、南波委員、今井輝子委員が出席してございます。</p> <p>12月13日、塩津地内及び中条・長橋地内の農地あっせん審査会を市役所2階会議室で開催し、柳澤委員、高橋委員に案件を審査していただきました。</p> <p>12月18日、12月の事前審査会を市役所2階会議室で開催し、3班の委員の皆様は案件を審査していただきました。</p> <p>以上、簡単ではありますが、諸般の報告を終わります。</p> |
| 議長 | <p>以上で諸般の報告を終わります。</p> <p>次に日程第3、議事に入ります。</p> <p>始めに、第1号議案「農地法第3条の規定による許可申請について」を議題といたします。</p> <p>第1号議案は、本総会出席委員に係る案件がありますので、分けて審議いたします。</p> <p>事務局説明願います。</p> |
| 事務局 | <p>第1号議案をご説明いたします。</p> <p>議案書1ページをお願いします。</p> <p>第1号議案の1番から5番は、譲渡人からの要望による贈与が3件、譲渡人からの要望による売買が2件の、計5件であります。</p> <p>1番の案件は、譲渡人からの要望により西本町地内の田について贈与するもので、面積は530㎡であります。譲受人の耕作面積は0ですが、農作業を行っており、営農計画書も提出頂いております。</p> <p>2番の案件は、譲渡人からの要望により築地地内の田について贈与するもので、面積</p> |

| | |
|------|--|
| | <p>は 188 m²であります。</p> <p>3 番の案件は、譲渡人からの要望により笹口浜地内の田について贈与するもので、面積は 339 m²であります。</p> <p>4 番の案件は、譲渡人からの要望により村松浜地内の畑について売買するもので、面積は 979 m²、土地売買価格は総額〇〇円、10a 当たり〇〇円であります。</p> <p>議案書 2 ページをお願いします。</p> <p>5 番の案件は、譲渡人からの要望により西条地内の田について売買するもので、面積は 16 筆 7,512 m²、土地売買価格は総額〇〇円、10a 当たり約〇〇円であります。譲受人は法人の構成員で、所有権取得後に法人に利用権設定することとなっております。</p> <p>第 1 号議案の 1 番から 5 番は、農地法第 3 条第 2 項各号には該当しないため、許可要件を満たしております。</p> <p>以上で説明を終わります。</p> |
| 議長 | <p>第 1 号議案の 1 番から 5 番の事前審査結果について、3 番本間浩事前審査委員長から報告をお願いします。</p> |
| 3 番 | <p>それでは、ご報告いたします。</p> <p>去る 12 月 18 日、市役所 2 階農業委員会会議室におきまして、3 班の委員 4 名及び事務局 2 名で、事前審査会を開催いたしました。</p> <p>第 1 号議案の 1 番から 5 番は、譲渡人からの要望による贈与が 3 件、譲渡人からの要望による売買が 2 件の、計 5 件であります。</p> <p>詳細につきましては、事務局説明のとおりであり、事前審査会では許可相当と判断いたしましたので、本総会でのご審議をよろしくお願いします。</p> <p>以上で報告を終わります。</p> |
| 議長 | <p>ただ今、第 1 号議案の 1 番から 5 番について、事務局及び事前審査委員長から説明並びに報告がありましたが、この件について、質問等ありましたらお受けいたします。</p> |
| 11 番 | <p>1 号議案の 5 番ですけども、現在登記地目が畑とか原野になってはいますが、現況が田になってはいますが、これを機に農業委員会で登記の地目を変えとかしないのでしょうか。</p> |
| 事務局 | <p>はい、登記地目でございますので本人が地目変更しない限りは変わりません。</p> |
| 11 番 | <p>では、農地ナビには出てこないということだね。</p> |
| 事務局 | <p>いえ、農地ナビには出てきます。この地番すべて。</p> |
| 11 番 | <p>登記地目が原野になっていても農地であるからには出てくるんだ。</p> |
| 事務局 | <p>はい。出てきます。</p> |

| | |
|-----|---|
| 議長 | <p>質問等がないようなので、これで質疑を終わります。 これより採決をいたします。 第1号議案の1番から5番について、事前審査委員長報告のとおり許可することに、賛成の委員は挙手願います。</p> <p style="text-align: center;">(農業委員・挙手)</p> |
| 議長 | <p>全会一致と認めます。 よって、第1号議案の1番から5番は許可することに決定いたしました。 次に、第1号議案の6番について審議いたします。 なお、〇〇番〇〇委員は、農業委員会法第31条の規定に基づく議事参与の制限により、本案件終了までの間、退室をお願いいたします。</p> <p style="text-align: center;">(議事参与委員・退室)</p> |
| 議長 | <p>それでは、事務局説明願います。</p> |
| 事務局 | <p>第1号議案の6番をご説明いたします。 6番の案件は、譲渡人からの要望により西条地内の田について売買するもので、面積は22㎡、土地売買価格は総額〇〇円、10a当たり約〇〇円であります。 第1号議案の6番は、農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件を満たしております。 以上で説明を終わります。</p> |
| 議長 | <p>第1号議案の6番の事前審査結果について、3番本間浩事前審査委員長から報告をお願いします。</p> |
| 3番 | <p>それでは、ご報告いたします。 第1号議案の6番は、譲渡人からの要望により売買するものであります。 詳細につきましては事務局説明のとおりであり、事前審査会では承認相当と判断いたしましたので、本総会でのご審議をよろしく願います。 以上で報告を終わります。</p> |
| 議長 | <p>ただ今、第1号議案の6番について、事務局及び事前審査委員長から説明並びに報告がありましたが、この件について、質問等ありましたらお受けいたします。</p> <p style="text-align: center;">(質疑・なしの声)</p> |
| 議長 | <p>質問等がないようなので、これで質疑を終わります。 これより採決をいたします。 第1号議案の6番について、事前審査委員長報告のとおり承認することに賛成の委員は、挙手をお願いいたします。</p> |

| | |
|-----|--|
| | (農業委員：挙手) |
| 議長 | <p>全会一致と認めます。 それでは、ここで〇〇委員に入室していただきます。</p> |
| | (議事参与委員・入室) |
| 議長 | <p>第1号議案の6番については、許可することに決定いたしました。 次に、第2号議案「農地法第5条の規定による許可申請について」を議題といたします。 事務局説明願います。</p> |
| 事務局 | <p>第2号議案をご説明いたします。 議案書3ページをお願いします。 第2号議案は、宅地造成のための事業計画変更が1件、宅地造成に伴う仮設道路のための事業計画変更が1件、社員寮建築のための転用が1件の、計3件であります。 1番及び2番の案件は、都市計画用途地域である大川町地内の休耕田において、宅地造成のための転用及び宅地造成に伴う仮設道路のための一時転用で、労働力不足で着工が遅れたことにより期間を延長する事業計画変更の申請であります。期間は令和5年4月1日から令和5年12月31日までの許可を、令和6年6月30日までとするものであります。面積の変更等はありません。 議案書4ページをお願いします。 3番の案件は、鴻ノ巣地内の田において、社員寮建築のための転用で、申請面積は2,054㎡、建築面積は246.62㎡、土地売買価格は総額〇〇円、坪当たり約〇〇円であります。 第2号議案は、転用面積・目的・資金計画等、申請内容は転用許可要件を満たしております。 4ページ下段に案内図をお示ししてございますので、ご確認ください。 以上で説明を終わります。</p> |
| 議長 | <p>第2号議案の事前審査結果について、3番本間浩事前審査委員長から報告をお願いします。</p> |
| 3番 | <p>それでは、ご報告いたします。 第2号議案は、宅地造成のための事業計画変更が1件、宅地造成に伴う仮設道路のための事業計画変更が1件、社員寮建築のための転用が1件の、計3件であります。 詳細につきましては事務局説明のとおりであり、事前審査会では承認相当と判断いたしましたので、本総会でのご審議をお願いします。 以上で報告を終わります。</p> |
| 議長 | <p>ただ今、第2号議案について、事務局及び事前審査委員長から説明並びに報告があ</p> |

| | |
|-----|--|
| | <p>りましたが、この件について、ご質問等ありましたらお受けいたします。</p> <p>(質疑・なしの声)</p> |
| 議長 | <p>質問等がないようなので、これで質疑を終わります。</p> <p>これより採決をいたします。</p> <p>第 2 号議案について、県農業会議に諮問せずに許可することに賛成の委員は挙手願います。</p> |
| | <p>(農業委員・挙手)</p> |
| 議長 | <p>全会一致と認めます。</p> <p>よって、第 2 号議案について、県農業会議に諮問せずに許可することに決定いたしました。</p> <p>次に、第 3 号議案「胎内市農用地利用集積計画について」を議題といたします。</p> <p>この第 3 号議案は、所有権移転と利用権設定がありますので、初めに所有権移転について審議いたします。</p> <p>事務局説明願います。</p> |
| 事務局 | <p>第 3 号議案の所有権移転について、ご説明いたします。</p> <p>議案書 5 ページをお願いします。</p> <p>1 番の案件は、西条地内の田について、譲渡人は現在耕作しておらず、今後も耕作する予定がないため、売り渡しを希望されたものであります。譲受人は法人の構成員で、所有権取得後に法人に利用権設定することとなっております。法人は認定農業者で、あっせん譲受け台帳にも登録され、経営の拡大につながるものと期待できます。</p> <p>今回のあっせんは、法人の構成員が、個人ではあっせん基準を満たしていなくても、所有権移転と利用権設定を同一の農用地利用集積計画で行われる場合に限り、あっせん事業によって構成員の個人が農地を取得できるものであります。</p> <p>面積は 8 筆 7,333 ㎡、売買価格は総額〇〇円、10 a 当たり約〇〇円であります。</p> <p>2 番の案件は、築地地内の田について、現在耕作しておらず、今後も耕作をする予定がないことから、売り渡しを希望されたものであります。譲受人は認定農業者であり、あっせん譲受け台帳にも登録されております。面積は 9,986 ㎡、売買価格は総額〇〇円、10 a 当たり〇〇円であります。</p> <p>第 3 号議案の所有権移転は、農業経営基盤強化促進法に定める要件を満たしているとして、ご提案いたしました。</p> <p>以上で説明を終わります。</p> |
| 議長 | <p>第 3 号議案の所有権移転の 1 番のあっせん審査結果について、8 番西奈美公平あっせん審査委員長から報告をお願いします。</p> |
| 8 番 | <p>第 3 号議案の所有権移転の 1 番についてご報告いたします。</p> <p>去る 11 月 28 日に農業委員会会議室において、あっせん委員と、売り手、買い手、</p> |

| | |
|----|---|
| | <p>事務局にて、あっせん審査会を開催しました。</p> <p>売り手は、現在耕作しておらず、今後も耕作予定がないことから、農地を売りたいと申し出がありました。</p> <p>買い手は認定農業者で経営状況等も問題なく、あっせん譲受け台帳にも登録されております。</p> <p>売買価格については、売り手・買い手それぞれ合意の価格であります。</p> <p>以上のことから、あっせん審査会では問題なく承認相当と判断いたしましたので、本総会での審議をお願いいたします。</p> <p>以上で報告を終わります。</p> |
| 議長 | <p>第3号議案の所有権移転の2番のあっせん審査結果について、3番本間浩あっせん審査委員長から報告をお願いします。</p> |
| 3番 | <p>第3号議案の所有権移転の2番についてご報告いたします。</p> <p>去る11月22日に農業委員会会議室において、あっせん委員と、売り手、買い手、事務局にて、あっせん審査会を開催しました。</p> <p>売り手は、現在耕作しておらず、後継者もないことから、農地を売りたいと申し出がありました。</p> <p>買い手は認定農業者で経営状況等も問題なく、あっせん譲受け台帳にも登録されております。</p> <p>売買価格については、売り手・買い手それぞれ合意の価格であります。</p> <p>以上のことから、あっせん審査会では問題なく承認相当と判断いたしましたので、本総会での審議をお願いいたします。</p> <p>以上で報告を終わります。</p> |
| 議長 | <p>次に、第3号議案の所有権移転の事前審査結果について、3番本間浩事前審査委員長から報告をお願いします。</p> |
| 3番 | <p>それでは、ご報告いたします。</p> <p>第3号議案の所有権移転につきましては、ただいま報告ありましたとおり、あっせん審査会が開催されておりますし、内容も特に問題なく、事前審査会では承認相当であると判断いたしましたので、本総会でのご審議をお願いいたします。</p> <p>以上で報告を終わります。</p> |
| 議長 | <p>ただ今、第3号議案の所有権移転について、事務局及びあっせん審査委員長並びに事前審査委員長から説明並びに報告がありました。この件について、ご質問等ありましたらお受けいたします。</p> <p style="text-align: center;">(質疑・なしの声)</p> |
| 議長 | <p>質問等がないようなので、これで質疑を終わります。</p> <p>これより採決をいたします。</p> |

第3号議案の所有権移転について、事前審査委員長報告のとおり承認することに賛成の委員は、挙手をお願いいたします。

(農業委員：挙手)

議長

全会一致と認めます。

よって、第3号議案の所有権移転は、承認することに決定いたしました。

次に、第3号議案の利用権設定について審議いたします。

第3号議案の利用権設定は、本総会出席委員に関係する案件がありますので、分けて審議いたします。

事務局説明願います。

事務局

第3号議案の利用権設定を、ご説明いたします。

議案書6ページをお願いします。

第3号議案の利用権設定の1番から62番は、農地中間管理機構と賃借権を新規に設定するものが9件、労力不足により賃借権を新規に設定するものが12件、賃借権を再設定するものが41件の、計62件であります。

1番から5番は、中間管理事業により10年間の賃借権を新規に設定するもので、10a当たりの賃貸料は26,000円から15,000円であります。

議案書7ページをお願いします。

6番から9番は、中間管理事業により10年間の賃借権を新規に設定するもので、10a当たりの賃貸料は14,000円から8,000円であります。

10番は、労力不足により認定農業者に10年間の賃借権を新規に設定するもので、10a当たりの賃貸料は21,000円であります。

議案書8ページをお願いします。

11番から15番は、労力不足により認定農業者等に5年間から10年間の賃借権を新規に設定するもので、10a当たりの賃貸料は23,000円から10,400円、またはコシヒカリ30kgであります。

議案書9ページをお願いします。

16番から20番は、労力不足により認定農業者等に5年間から10年間の賃借権を新規に設定するもので、10a当たりの賃貸料は11,800円から9,400円、またはコシヒカリ88kgから83kgであります。

議案書10ページをお願いします。

21番は、労力不足により農業者に10年間の賃借権を新規に設定するもので、10a当たりの賃貸料は8,900円であります。

22番から25番は、労力不足により認定農業者に3年間から10年間の賃借権を再設定するもので、10a当たりの賃貸料は25,000円から14,200円であります。

議案書11ページをお願いします。

26番から30番は、労力不足により認定農業者等に3年間から10年間の賃借権を再設定するもので、10a当たりの賃貸料は30,000円から14,000円であります。

議案書12ページをお願いします。

31番から35番は、労力不足により認定農業者等に5年間から10年間の賃借権を再

設定するもので、10 a 当たりの賃貸料は 23,000 円から 10,000 円であります。
 議案書 13 ページをお願いします。
 36 番から 40 番は、労力不足により認定農業者に 5 年間の賃借権を再設定するもので、10 a 当たりの賃貸料は 10,000 円であります。
 議案書 14 ページをお願いします。
 41 番から 45 番は、労力不足により認定農業者等に 5 年間から 10 年間の賃借権を再設定するもので、10 a 当たりの賃貸料は 30,000 円から 11,000 円、またはコシヒカリ 60kg であります。
 議案書 15 ページをお願いします。
 46 番から 50 番は、労力不足により農業者に 3 年間から 5 年間の賃借権を再設定するもので、10 a 当たりの賃貸料は 14,500 円から 10,000 円であります。
 議案書 16 ページをお願いします。
 51 番から 55 番は、労力不足により農業者に 3 年間から 5 年間の賃借権を再設定するもので、10 a 当たりの賃貸料は 10,000 円から 5,200 円、または JA 仮渡金によるコシヒカリ 60kg 相当の金額であります。
 議案書 17 ページをお願いします。
 56 番から 60 番は、労力不足により認定農業者等に 5 年間から 10 年間の賃借権を再設定するもので、10 a 当たりの賃貸料はコシヒカリ 60kg であります。
 議案書 18 ページをお願いします。
 61 番と 62 番は、労力不足により認定農業者等に 3 年間から 5 年間の賃借権を再設定するもので、10 a 当たりの賃貸料はコシヒカリ 60kg であります。
 第 3 号議案の利用権設定の 1 番から 62 番は、農業経営基盤強化促進法に定める要件を満たしているとして、ご提案いたしました。
 以上で説明を終わります。

議長

第 3 号議案の利用権設定の 1 番から 62 番の事前審査結果について、3 番本間浩事前審査委員長から報告をお願いします。

3 番

それでは、ご報告いたします。
 第 3 号議案の利用権設定の 1 番から 62 番は、農地中間管理機構と賃借権を新規に設定するものが 9 件、労力不足により賃借権を新規に設定するものが 12 件、賃借権を再設定するものが 41 件の、計 62 件であります。
 詳細につきましては事務局説明のとおりであり、事前審査会では承認相当と判断いたしましたので、本総会でのご審議をお願いいたします。
 以上で報告を終わります。

議長

ただ今、第 3 号議案の利用権設定の 1 番から 62 番について、事務局及び事前審査委員長から説明並びに報告がありましたが、この件について、質問等ありましたらお受けいたします。

(質疑・なしの声)

| | |
|-----|---|
| 議長 | <p>質問等がないようなので、これで質疑を終わります。 これより採決をいたします。 第3号議案の利用権設定の1番から62番について、事前審査委員長報告のとおり承認することに賛成の委員は、挙手をお願いいたします。</p> <p style="text-align: center;">(農業委員：挙手)</p> |
| 議長 | <p>全会一致と認めます。 よって、第3号議案の利用権設定の1番から62番は、承認することに決定いたしました。 次に、第3号議案の利用権設定の63番と64番について審議いたします。 なお、〇〇番〇〇委員は、農業委員会法第31条の規定に基づく議事参与の制限により、本案件終了までの間、退室をお願いいたします。</p> <p style="text-align: center;">(議事参与委員・退室)</p> |
| 議長 | <p>それでは、事務局説明願います。</p> |
| 事務局 | <p>第3号議案の利用権設定の63番と64番をご説明いたします。 63番は、労力不足により認定農業者に5年間の賃借権を新規に設定するもので、10a当たりの賃貸料は18,000円であります。 64番は、労力不足により認定農業者に5年間の使用賃借権を新規に設定するものであります。 第3号議案の利用権設定の63番と64番は、農業経営基盤強化促進法に定める要件を満たしているとして、ご提案いたしました。 以上で説明を終わります。</p> |
| 議長 | <p>第3号議案の利用権設定の63番と64番の事前審査結果について、3番本間浩事前審査委員長から報告をお願いします。</p> |
| 3番 | <p>それでは、ご報告いたします。 第3号議案の利用権設定の63番と64番は、労力不足により賃借権を新規に設定するものが1件、使用賃借権を新規に設定するものが1件であります。 詳細につきましては事務局説明のとおりであり、事前審査会では承認相当と判断いたしましたので、本総会でのご審議をよろしく申し上げます。 以上で報告を終わります。</p> |
| 議長 | <p>ただ今、第3号議案の利用権設定の63番と64番について、事務局及び事前審査委員長から説明並びに報告がありました。この件について、質問等ありましたらお受けいたします。</p> <p style="text-align: center;">(質疑・なしの声)</p> |

| | |
|-----|---|
| 議長 | <p>質問等がないようなので、これで質疑を終わります。 これより採決をいたします。 第3号議案の利用権設定の63番と64番について、事前審査委員長報告のとおり承認することに賛成の委員は、挙手をお願いいたします。</p> <p style="text-align: center;">(農業委員：挙手)</p> |
| 議長 | <p>全会一致と認めます。 それでは、ここで〇〇委員に入室していただきます。</p> <p style="text-align: center;">(議事参与委員・入室)</p> |
| 議長 | <p>第3号議案の利用権設定の63番と64番については、承認することに決定いたしました。 次に、第3号議案の利用権設定の65番について審議いたします。 なお、〇〇番〇〇委員は、農業委員会法第31条の規定に基づく議事参与の制限により、本案件終了までの間、退室をお願いいたします。</p> <p style="text-align: center;">(議事参与委員・退室)</p> |
| 議長 | <p>それでは、事務局説明願います。</p> |
| 事務局 | <p>第3号議案の利用権設定の65番をご説明いたします。 65番は、労力不足により認定農業者に10年間の賃借権を再設定するもので、10a当たりの賃貸料はコシヒカリ50kgであります。 第3号議案の利用権設定の65番は、農業経営基盤強化促進法に定める要件を満たしているとして、ご提案いたしました。 以上で説明を終わります。</p> |
| 議長 | <p>第3号議案の利用権設定の65番の事前審査結果について、3番本間浩事前審査委員長から報告をお願いします。</p> |
| 3番 | <p>それでは、ご報告いたします。 第3号議案の利用権設定の65番は、労力不足により賃借権を再設定するものであります。 詳細につきましては事務局説明のとおりであり、事前審査会では承認相当と判断いたしましたので、本総会でのご審議をよろしく願います。 以上で報告を終わります。</p> |
| 議長 | <p>ただ今、第3号議案の利用権設定の65番について、事務局及び事前審査委員長から説明並びに報告がありましたが、この件について、質問等ありましたらお受けいたし</p> |

| | |
|-----|--|
| | <p>ます。</p> <p>(質疑・なしの声)</p> |
| 議長 | <p>質問等がないようなので、これで質疑を終わります。 これより採決をいたします。 第3号議案の利用権設定の65番について、事前審査委員長報告のとおり承認することに賛成の委員は、挙手をお願いいたします。</p> <p>(農業委員：挙手)</p> |
| 議長 | <p>全会一致と認めます。 それでは、ここで〇〇委員に入室していただきます。</p> <p>(議事参与委員・入室)</p> |
| 議長 | <p>第3号議案の利用権設定の65番については、承認することに決定いたしました。 次に、第4号議案「胎内市農業振興の発展及び農地等利用最適化の推進施策に関する意見書について」を議題といたします。 事務局説明願います。</p> |
| 事務局 | <p>第4号議案について、ご説明いたします。 議案書19ページをお願いします。 第4号議案は、農業委員会等に関する法律第38条に基づき、市に対し、農地等利用最適化推進施策の改善についての意見を提出するものです。意見については11月総会後に意見書策定委員会を開催し、この度意見書として取りまとめましたのでお諮りするものであります。なお、日付につきましては令和5年となっておりますが、市に提出する際にその日付を入れて提出いたします。 議案書21ページをお願いします。 意見書の1番(1)は地域計画の策定について関係機関と連携し推進すること、(2)は水田活用の直接支払交付金による支援が継続されるよう国・県等に求めるとともに、情報提供を行うこと、(3)は耕畜連携を推進し飼料用稲・米生産に取り組む農家や畜産農家に対する支援策を検討することであり、(4)は持続可能な食料システムの構築のために体制を整備すること、2番(1)は遊休農地の観点からも、積極的に担い手の確保・育成に取り組むこと、(2)は相続登記の義務化等の制度について、広く周知を求めるものであります。 議案書23ページをお願いします。 3番は鳥獣被害対策に対して総合的な対策に取り組むこと、4番はインボイス制度について農業者に対する相談会や研修の場を設けることを求めるものであります。 この意見書につきましては、総会で承認いただいた後、日程調整を行い、会長から市長に意見書を手渡す予定となっております。</p> |

| | |
|-----|--|
| | <p>以上で説明を終わります。</p> |
| 議長 | <p>ただ今、第4号議案について、事務局から説明がありましたが、この件について、ご質問等ありましたらお受けいたします。</p> <p>(質疑・なしの声)</p> |
| 議長 | <p>質問等がないようなので、これで質疑を終わります。 これより採決をいたします。 第4号議案について、承認することに賛成の委員は挙手願います。</p> <p>(農業委員：挙手)</p> |
| 議長 | <p>全会一致と認めます。 よって、第4号議案は承認することに決定いたしました。 次に、第5号議案「胎内市農業委員会の農地利用最適化推進委員の候補者評価委員会委員の任命について」を議題といたします。 なお、8番西奈美公平委員、10番忠貞夫委員、11番川上勝之委員、13番馬場勝委員は、農業委員会法第31条の規定に基づく議事参与の制限により、本案件終了までの間、退室をお願いいたします。 また、本案件は私も関係していますので、審議終了まで退室させていただきます。 議事進行については榎本太会長職務代理にお願いいたします。</p> <p>(会長及び議事参与委員・退室)</p> |
| 議長 | <p>議長を交代します。 それでは、第5号議案について事務局説明願います。</p> |
| 事務局 | <p>第5号議案をご説明いたします。 議案書24ページをお願いします。 第5号議案は、農地利用最適化推進委員の候補者を評価するために設置する、候補者評価委員会委員の任命に関するものであります。 8月1日から10月13日までの間、農地利用最適化推進委員の募集を行った結果、合計で4名の方から応募・推薦がありましたことから、候補者評価委員会を開催し、候補者を審査し評価をするものであります。胎内市農業委員会の農地利用最適化推進委員の候補者評価委員会要綱の第3条第1項に「評価委員会は、委員6人以内で組織する。」、同条第2項に「委員は、農業委員会の委員のうちから、農業委員会が任命する。」、第4条に「委員の任期は、任命の日から農業委員会の委員の任期の末日までとする。」と定めてありますことから、松村会長、西奈美委員、忠委員、川上委員、馬場委員の5名を令和6年3月31日までの間、農地利用最適化推進委員の候補者評価委員会委員に任命いたしたく、皆さまにお諮りするものであります。 委員の任命の基準につきましては、会長及び各地区の農業委員1名とし、任期等を</p> |

| | |
|--|---|
| | <p>考慮いたしました。</p> <p>以上で説明を終わります。</p> <p>議長 ただ今、第5号議案について、事務局から説明がありましたが、この件について、ご質問等ありましたらお受けいたします。</p> <p style="text-align: center;">(質疑・なしの声)</p> <p>議長 質問等がないようなので、これで質疑を終わります。</p> <p> これより採決をいたします。</p> <p> 第5号議案について、承認することに賛成の委員は挙手願います。</p> <p style="text-align: center;">(農業委員：挙手)</p> <p>議長 全会一致と認めます。</p> <p> それではここで、議事参与により退室した委員に、入室していただきます。</p> <p style="text-align: center;">(議事参与委員・入室)</p> <p>議長 第5号議案は、承認することに決定いたしました。</p> <p> それでは、ここで議長を交代させていただきます。</p> <p style="text-align: center;">(議長交代)</p> <p>議長 議長を交代します。</p> <p> これで、本日の全ての日程を終了いたしました。</p> <p> これを持ちまして、令和5年12月の胎内市農業委員会総会を閉会いたします。</p> |
|--|---|

上記の経過を掲載し、相違ないことを証するため署名します。

令和5年12月25日

議 長

9 番

10 番
